た上で加重平均することとした[61]。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引、国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、梱包費用、その他の国内輸送費用、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、供給国の輸出税、本邦における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、本邦内運賃、その他の輸送費用、割戻し、割引、その他価格販売の修正、内国間接税、技術サービス費、製造物責任にかかる費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(53)　価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算することとした[62]。

(54)　算出した不当廉売差額を輸出取引価格で除した数値が2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少であるとした[63]。

2－1－1－3　正常価格の算出の基本的考え方

(55)　正常価格は、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）があることを明確に示した場合には、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[64]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[65]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[66]とすることとした[67]。

(56)　ただし、調査対象貨物の生産者が、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、代替国販売価格として、①代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、②当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は③当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかを使用することとした[68]。

(57)　単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなすこととした[69]。

2－1－1－3－1　調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(58)　上記(55)の「市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとした[70] [71]。

①　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。④において同じ。）の重大な介入がない事実
②　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
③　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
④　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
⑤　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2－1－1－4　輸出価格の算出の基本的考え方

(59)　輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討することとした[72]。

(60)　輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合[73]しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とすることとした[74]。

61　協定2.4、2.4.2及び政令第2条第4項
62　協定2.4.1
63　協定5.8
64　政令第2条第1項第1号
65　政令第2条第1項第2号
66　政令第2条第1項第3号
67　協定2.2、法第8条第1項及び政令第2条第2項
68　政令第2条第1項第4号及び同条第3項
69　協定2.2.1
70　ガイドライン7.(6)
71　平成26年財務省告示第53号九(一)
72　協定2.1及び法第8条第1項
73　ガイドライン7.(2)
74　協定2.3、2.4及び政令第3条